

グループホームにおける 食材料費の取扱い等について

仙台市障害福祉サービス指導課

目 次

1. 食材料費の取扱い等について
2. 食材料費の徴収についての規定
3. 自己点検について
4. 根拠法令・通知について
5. まとめ

※本講義では、主に食材料費について取扱いますが、光熱水費及び日用品費についてもこれに準じた対応をお願いします。

食材料費の取扱い等について

事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、国の**指定基準に違反**します。

グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については「経済的虐待」に該当する可能性も。

【【事務連絡】グループホームにおける食材料費の取扱い等について 国通知より】

⇒適切な管理・適正な運用をお願いします。

食材料費の徴収についての規定

【ルール①】

食材や調味料等の購入代金のみを根拠として金額を設定すること。



調理等に係る費用（＝人件費）は、給付費に含まれるため、他のサービスと異なり「食事の提供に要する費用」ではなく「食材料費」に限定されています。

食材料費の徴収についての規定

【ルール②】

サービス（食事等）の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
(利用開始及び変更時も)

【ルール③】

運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならない。

食材料費の徴収についての規定

【ルール④】

定期的に精算し、余剰金が生じた場合は、他の費目に充当するのではなく、**利用者に返金**すること。

ちなみに・・・

光熱水費や日用品費についても、実費相当額や日用品の購入代金を根拠に金額を設定し、定期的に精算を行ってください。（ルール②～④の取扱いに準じる）

自己点検について

- 参考資料に掲載している「**共同生活援助の食材料費等セルフチェックシート**」を用いて、各事業者ごとに自主点検を行ってください。その結果、改善が必要な場合等は、速やかに改善を行ってください。
- 改善に当たって、運営規程の変更が伴う場合は、体制の変更に係る届出が必要となります。
- 事業者は、食材料費等の収支について利用者から求められた場合には適切に説明を行う必要があります。

根拠法令・通知について

基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第171号)	第210条の4
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発第1206001号)	第十五の3(3)
関係通知	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成18年12月6日障発第1206002号)	
	共同生活援助における食材料費の適正な取扱い等について（通知）（令和5年10月27日事務連絡）	

まとめ

- ✓ 食材料費等の過大請求や残額を他の費目に流用することや、事業者の収益とすることは指定基準違反
- ✓ 徴収した食材料費等については適切に管理すること
- ✓ 定期的に精算を行い、残額が生じた場合は利用者に返金すること
- ✓ セルフチェックシートを活用して自己点検を行い、改善が必要な場合は速やかに改善をお願いします。